

4 介護保険

介護保険制度は、介護を必要とする状態になっても自立した生活ができるように、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みです。

●介護保険制度のあらまし

	第1号被保険者	第2号被保険者
加入する方	65歳以上の方	40歳から64歳までの方で医療保険の加入者
サービスが利用できる方	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする方（要介護状態） 常時介護は必要としないが、家事や身支度に支援を必要とする方（要支援状態） 	初老期における認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる16種類の病気により要介護状態や要支援状態となった方
保険料の支払	年額18万円以上の年金受給者は、原則として年金からの天引き（特別徴収）となります。 特別徴収対象外の方、他の市町村から転入した方、年度途中で65歳になられた方は納付書による納付（普通徴収）となります。	加入している医療保険の保険料に上乗せされますので、医療保険料を納める時に合わせて納付となります。
運営主体	那須町 [制度の運営主体（保険者）は市町村です。]	
利用者の負担	介護保険のサービスを受けたときは、所得に応じてかかった費用の1割から3割が自己負担となります。	利用した介護保険サービス費用の1割が自己負担となります。

●介護保険で受けられる主なサービス

サービスの種類		内容
在宅サービス	訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や、日常生活の家事等の生活援助を行います。
	訪問入浴	家庭へ訪問し、浴槽を使った入浴介護を行います。
	訪問看護	かかりつけ医の指示の下で、看護師などが家庭を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。
	訪問リハビリテーション	理学療法士などが家庭を訪問し、機能回復の訓練をします。

	サービスの種類	内容
在宅サービス	居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
	通所介護（デイサービス）	施設に通い、入浴や食事、相談や助言、機能回復の訓練をします。
	短期入所サービス（ショートステイ）	介護老人福祉施設や医療施設などに短期入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。
	認知症対応型通所介護	認知症の方を対象に、施設に通い、入浴や食事、相談や助言、機能回復の訓練をします。
	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者向けグループホーム）	認知症で介護を必要とする人たちが共同生活を営む住居で介護を行います。
	小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて、多機能なサービスを提供します。
	有料老人ホーム等での介護	有料老人ホームなどで介護サービスを提供します。
	福祉用具の貸与及び購入費支給	車いす・特殊ベッドなどの貸出や、排泄・入浴に必要な用具を購入した場合、その費用を限度額の範囲で支給します。
	住宅改修費の支給	手すりを付けたり段差の解消などの小規模な改修を行った場合、その費用を限度額の範囲で支給します。事前に申請が必要です。
	居宅介護支援（ケアマネジメントサービス）	ケアマネジャー（介護支援専門員）が介護サービス計画の作成や、サービス提供機関との連絡調整を行います。利用者の負担はありません。
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常時介護を必要とし、自宅で生活することが困難な寝たきりの方や認知症の方が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。（原則、要介護3以上）
	介護老人保健施設（老人保健施設）	病状が安定した状態にあり、リハビリや介護が必要な方に、機能回復の訓練や日常生活への支援を行います。
	介護医療院	長期にわたって療養が必要な方に、医療と日常生活上の介護を一体的に提供します。

●介護サービスの利用のしかた

ご自身やご家族に介護が必要になった場合、介護サービスを利用するには要介護（要支援）認定を受けることが必要です。具体的な手続きの流れは以下のようになります。

①申請する

介護サービスの利用を希望する方は、町保健福祉課で「要介護（要支援）認定」の申請をします（地域包括支援センターなどで手続きの代行が可能です）。また、申請の際、第1号被保険者（65歳以上の方）は「介護保険の被保険者証」、第2号被保険者（40歳から64歳までの方）は、「医療保険の被保険者証」が必要です。

②要介護認定調査、判定などが行われます

◆認定調査・主治医意見書

町職員などの認定調査員がご自宅を訪問し、心身の状況について本人やご家族から聞き取りなどの調査を行います。調査の内容は全国共通です。また、町から直接、主治医（かかりつけ医）に医学的見地から、心身の状況について意見書を作成してもらいます。

◆審査・判定

認定調査の結果と主治医意見書をもとに、保健・福祉・医療の学識経験者による「介護認定審査会」で審査し、どのくらいの介護が必要か判定します。要介護度は要介護1から要介護5または要支援1、2のいずれかとなります。

③認定結果が通知されます

原則として申請から30日以内に、町から認定結果が通知されます。

④ケアプランを作成します

要介護1から要介護5と認定された方は、在宅で介護サービスを利用する場合、居宅介護支援事業者と契約し、その事業者のケアマネジャーに依頼して、利用するサービスを決め、介護サービス計画（ケアプラン）を作成してもらいます。施設へ入所を希望する場合は、希望する施設に直接申し込みます。要支援1、2と認定された方は、地域包括支援センターで担当職員が介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成します。

⑤サービスを利用します

サービス事業者に「介護保険被保険者証」と「介護保険負担割合証」を提示して、ケアプランに基づいた居宅サービスや施設サービスを利用します。ケアプランに基づいた利用者負担は費用の1割から3割です。

※65歳以上の第1号被保険者については、合計所得金額160万円以上の所得を有する方は原則2割、220万円以上の所得を有する方は原則3割となります。（第2号被保険者は所得にかかわらず1割負担）

●介護保険特別給付

本町では、介護保険サービス以外に、介護保険特別給付事業として、次の給付を行っています。

【紙おむつ費の給付】

対象となる方	那須町に住民登録があり、在宅で生活をする要介護 1 から要介護 5 の認定を受けた方で、寝たきり状態等で常時おむつを使用している方
事業の内容	月額 5,000 円分の紙おむつ券を支給します。
申請・問合せ先	保健福祉課介護保険係（72-6910）

【訪問理美容サービス費の給付】

対象となる方	那須町に住民登録があり、在宅で生活をする要支援 1 以上の認定を受けた方で、寝たきり状態や免疫不全等で外出ができない方
事業の内容	年額最大 12,000 円（1 回 3,000 円）分の訪問理美容券を支給します。
申請・問合せ先	保健福祉課介護保険係（72-6910）

●サービス・活動事業

本町の介護保険被保険者で、要支援 1、要支援 2 の認定を受けた方や事業対象者（基本チェックリストにより生活機能が低下していると判定された方）を対象に、次のサービスを提供します。

《訪問型サービス》

【訪問介護相当サービス】

対象となる方	要支援 1、2 及び事業対象者（基本チェックリストにより生活機能が低下していると判定された方）
サービスの内容	居宅において、訪問介護員による身体介護、生活援助を行います。 （従来の介護予防訪問介護と同様のサービス）
利用料 ※	週 1 回程度：1,176 円/月 週 2 回程度：2,349 円/月 週 2 回以上：3,727 円/月 週 1 回未満： 287 円/回
サービス提供者	指定訪問介護事業者

※1 割負担の場合の利用料

【訪問型短期集中サービス（はつらつ訪問事業）】

対象となる方	要支援 1、2 及び事業対象者のうち、閉じこもり等のため、訪問による介護予防の取組みが必要と認められる方
サービスの内容	リハビリテーション専門職や保健師等が対象者の居宅を訪問し、生活機能に関する課題を総合的にアセスメント、評価し、社会参加を高めるために必要な相談・指導等を行います。
利用料	自己負担なし
実施者	保健福祉課 保健センター（72-5858）

《通所型サービス》

【通所介護相当サービス】

対象となる方	要支援 1、2 及び事業対象者
サービスの内容	デイサービスセンターなどで、生活機能向上のための機能訓練等を行います。（従来の介護予防通所介護と同様のサービス）
利用料 ※	週 1 回程度：1,798 円/月 週 2 回程度：3,621 円/月 週 1 回未満： 436 円/回
サービス提供者	指定通所介護事業者

※1 割負担の場合の利用料

【住民主体通所サービス（住民主体のサロン）】

対象となる方	要支援 1、2 及び事業対象者
サービスの内容	高齢者が気軽に集える通いの場（生きがいサロン）で、運動や趣味の活動などを行いながら楽しく過ごします。
利用料	サロンにより異なります（参加費、会費、昼食代など）。
サービス提供者	サロン運営者

【通所型短期集中サービス（心身力アップ教室）】

対象となる方	要支援 1、2 及び事業対象者のうち、運動、栄養、口腔、認知、うつ病等に関するリスクを抱える高齢者で、短期間の支援により生活機能の向上が見込まれる方
サービスの内容	ゆめプラザ・那須で週 1 回の教室を開催し、ストレッチ、体操、脳トレーニングを行います。
利用料	無料
実施者	保健福祉課 保健センター（72-5858）

【通所型短期集中サービス（ステップアップ倶楽部）】 ※送迎あり

対象となる方	要支援 1、2 及び事業対象者のうち、運動、栄養、口腔、認知、うつ病等に関するリスクを抱える高齢者で、短期間の支援により生活機能の向上が見込まれる方
サービスの内容	菅間記念病院へ週 1 回通い（送迎付き）、ストレッチ、体操、ゴムチューブやマシンを使用した筋力トレーニング、脳トレーニングを 3 か月間行います。
利用料	550 円/回 加算プログラム 75 円/回 (昼食代は実費のご負担となります。)
実施者	委託事業者（菅間記念病院）

※1 割負担の場合の利用料

●一般介護予防事業

65 歳以上の高齢者及びその活動を支援する方を対象に、次の事業を実施しています。

【訪問型介護予防事業】

対象となる方	65 歳以上の高齢者で、身体状況、閉じこもり、認知症などでサービス利用の見極めが必要な方、通所型の介護予防事業に参加が困難な方
事業の内容	包括支援センター職員やリハビリテーション専門職等が訪問し、心身機能の状況確認や必要な相談・指導等を行います。自宅での生活を継続できるよう心身機能の向上を図り介護予防活動へつなげます。
利用料	自己負担なし
実施者	那須地区地域包括支援センター（71-1138） 高原地区地域包括支援センター（73-8881）

【介護予防サポーター養成講座】

対象となる方	65 歳以上の高齢者
事業の内容	自分の健康、家族の健康、ご近所・地域の健康を目指して、いきいきと生活するための方法（体操や認知症予防）を学び、地域のボランティアとして活躍する人材の養成を行います。
参加料	無料
実施者	那須地区地域包括支援センター（71-1138） 高原地区地域包括支援センター（73-8881）

【介護予防出前講座】

対象となる方	町内の高齢者が所属する団体、その他自主的な活動を行う 5 名以上の町民、団体
事業の内容	要望する団体等に、①転倒予防、生活の工夫、②高齢者の健康管理、③認知症予防、④お口の健康、⑤栄養改善、⑥体力測定・血圧測定・体力測定、⑦アンチフレイル体操体験、⑧外出を安全に行うための講座、⑨人生会議(ACP)についてなどの講座を開催します。
参加料	無料
実施者	那須地区地域包括支援センター（71-1138） 高原地区地域包括支援センター（73-8881）

【元気づくり応援事業】

対象となる方	65歳以上の高齢者。 月に1回から、地域で自主的な活動を行う町民・団体（5名以上）
事業の内容	リハビリテーション専門職と連携した介護予防プログラム（運動、口腔〔歯科〕、認知機能）を実施し、地域の意向を確認しながら地区自主活動の創出支援を実施します。
利用料	無料
実施者	那須地区地域包括支援センター（71-1138） 高原地区地域包括支援センター（73-8881）

【生きがいサロン推進事業】

対象となる方	おおむね 65 歳以上の高齢者を対象とした生きがいサロンを運営するもの
事業の内容	高齢者が気軽に集える継続的な地域交流の場（生きがいサロン）を運営する事業者等に対し、次のすべての要件に該当する場合、運営費等の補助を行います。 【要件】 ①自主的かつ安全に運営を行い、営利・宗教・政治活動等を目的としないもの ②おおむね月に1回以上、1回あたり5人以上・3時間以上実施するもの ③地域住民や民生委員、その他の関係機関などの協力を得ながら運営するもの ④原則として、同一場所で3年以上継続して実施するもの
補助内容	【設備改修費】※初年度のみ ・対象経費：手すり取り付け、段差解消などその他サロンの運営に必要な改修費用 ・補助基準額（上限額）：10万円以内 【運営費】※週1回以上実施する場合 ・対象経費：家賃、光熱水費、茶菓代、活動の材料費、講師等への謝礼など ・補助基準額（上限額） ①基本額：活動面積から算定する利用定員区分×活動月数 区分1：10,000円 区分2：20,000円 区分3：30,000円 ②加算額：延べ人数×250円（要支援者等は1,000円）
実施者	保健福祉課地域支援係（74-3366）

【介護予防把握事業（基本チェックリスト実施）】

対象となる方	75歳以上で介護認定を受けていない方
事業の内容	75歳以上で介護認定を受けていない方へ基本チェックリストを実施し、介護予防に関するニーズや課題を分析し、より地域にあった介護予防事業への発展を図ります。
参加料	無料
実施者	保健福祉課地域支援係（74-3366）

●認知症総合支援事業

認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができるよう、次の事業を実施しています。

【認知症サポーター養成講座】

対象となる方	住民、小学4～6年生、中高生、企業等
事業の内容	認知症サポーター養成講座は、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人やその家族を応援する人（認知症サポーター）を養成する講座です。地域での勉強会、職場での研修会等でご希望される方はご連絡ください。（講座は原則90分、費用は無料）
講師	認知症キャラバン・メイト
実施者・問合せ先	保健福祉課地域支援係（74-3366）

【認知症地域支援推進員（通称：よりそい隊）】

対象となる方	認知症の方（疑いを含む）やその家族、住民
事業の内容	<p>認知症に関する「情報提供」「相談支援」「関係機関との連携」を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認知症についての正しい知識や情報を地域の方にお伝えしていきます。 ●認知症の方やその家族が安心して暮らせるように情報の提供や相談支援を行います。 ●認知症の容態に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう関係機関と連携をとります。
実施者・問合せ先	<p>保健福祉課地域支援係（74-3366）</p> <p>那須地区地域包括支援センター（71-1138）</p> <p>高原地区地域包括支援センター（73-8881）</p> <p>保健福祉課 保健センター（72-5858）</p>

【認知症初期集中支援チーム】

対象となる方	<p>在宅で生活している 40 歳以上の方で、認知症または認知症が疑われる方のうち、次のいずれかに該当する方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認知症の診断を受けていない方 ●医療サービスや介護サービスにつながらない、または中断している方 ●認知症による症状が強く、対応に困っている方
事業の内容	<p>医療・介護の専門職と認知症の専門医で構成されたチームが、主治医や認知症専門医と連携を図りながら、ご本人に合わせた医療・介護保険サービス等の調整、ご家族へのサポートを（おおむね6か月間を目安に）行います。</p> <p>なお、認知症地域支援推進員（通称：よりそい隊）がご自宅訪問後、チームで対応するか否かは判断いたします。</p>
問合せ先	保健福祉課地域支援係（74-3366）

●在宅医療・介護連携推進事業

在宅療養を希望する人が、安心して在宅で療養できる体制をつくります。

【那須町在宅医療・介護連携推進協議会（通称：なすの輪会）】

対象となる方	住民
事業の内容	<p>なすの輪会とは、医療と介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、医療関係者と介護事業等の関係者の連携を推進することを目的とした「那須町在宅医療・介護連携推進会議」の通称です。住民啓発の他に専門職の交流会や勉強会を行っています。</p> <p>在宅医療についての出前講座等も行っていますので、興味のある方はご連絡ください。</p>
実施者	<p>なすの輪会のメンバー</p> <p>事務局：保健福祉課地域支援係（74-3366）</p>